

2 愛 給 第 197 号
令和 3 年 3 月 16 日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 竹 内 稔

(公 印 省 略)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置について（通知）

日ごろは、本企業団の事業にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、表記の件につきまして、愛知中部水道企業団給水装置工事設計・施行基準に設置に関する規定を記載しましたので、当該設備を設置する際はご留意くださいますようお願いいたします。

今後とも、適切な施工管理を行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置の規定

愛知中部水道企業団給水装置工事設計・施行基準 第 39 条の 2（P145-2～P145-4）

※新たな条の追加に伴い、目次も変更しております。

2 ホームページ公開場所

愛知中部水道企業団ホームページ → 事業者の皆さまへ

→ 給水装置工事設計・施工基準(表紙・目次、第 8 章)

<https://www.suidou-aichichubu.or.jp/jigyousha/kyusui-youshiki/sekkei-sekoukijun>

3 適用開始日

通知日以降に申請するものより適用します。

○お問い合わせ先

給水課

電話 0561-38-0035

FAX 0561-38-1427